

産後ケア事業(よくある質問)

2026/5/1時点

No	区分	質問事項	回答
1	対象者	対象者は。	原則として新潟市に住民票を有する、家族などから十分な家事、育児の援助が受けられない母子で、産後に心身の不調又は育児不安等がある人もしくはその他、特に支援が必要と認められる人のいずれかに該当する方が対象となります。
2	対象者	利用期間は、産後いつまで利用可能か。	宿泊・デイケアは生後6か月未満(お誕生日の前日)、訪問ケアは生後1歳未満(お誕生日の前日)までです。 ※低出生体重児(出生児の体重が2,500g未満の児)は修正月齢となります。施設により利用可能な月齢が異なりますので、事前にご確認ください。
3	対象者	流産・死産等の場合も利用可能か。	利用可能です。受け入れ施設についてはお住まいの区の区役所妊娠・子育てほっとステーションにお問い合わせください。
4	申請方法	いつまでに利用申請すればよいのか。	原則、妊娠8か月～利用日の10日前までに申請をお願いします。 ※緊急での利用を希望される場合は、新潟市役所こども未来部こども家庭課(025-226-1205)までご連絡ください。
5	申請方法	申請方法は。	区役所等でお配りしている「新潟市産後ケア事業のご案内」の二次元コードもしくは新潟市産後ケア事業のホームページ(https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/nenrei/ninshinsyusan/sangokea.html)より電子申請をお願いします。 電子申請ができない場合は、区役所で申請ができますので、お住まいの区の区役所妊娠・子育てほっとステーションへお越しください。
6	申請方法	決定通知書等が届くまでどのくらいかかるのか。	申請後に区役所の助産師等が状況を聞き取りの連絡をします。その後こども家庭課で審査した後、「新潟市産後ケア事業利用決定通知書」「新潟市産後ケア事業利用管理票」「無料チケット」等をお送りします。郵送の時間等を含めて、7～10日後となります。
6	利用方法	利用回数の上限はあるのか。	宿泊ケアは7日、デイケア・訪問ケアは合わせて7日(回)が利用の上限となります。
7	利用方法	利用回数の延長はできるのか。	全てのサービス日(回)数を利用した方で延長利用を希望される方は、審査のうえ、必要と認められる場合、さらに通算7日(回)を限度として延長することができます。延長を希望される場合は、お住まいの区の区役所妊娠・子育てほっとステーションへご相談ください。
8	利用方法	利用の流れは。	①利用施設を選び、施設へ直接、利用日や利用内容などをご相談ください。 ②利用当日は施設へ「決定通知書」「産後ケア事業利用管理票」を毎回提示し、利用してください。(初回のみ無料チケットも提示) ③利用料は施設へ直接お支払いください。
9	利用内容	乳腺炎の疑いがある場合、利用できるのか。	すでに発熱等の症状がある場合は、医療機関での保険診療による受診となるため、産後ケア事業の対象外となります。
10	利用料金	宿泊ケア7日を利用するにはどうしたらよいか。	宿泊ケアは1泊2日を『2日』とカウントするため、最大6泊7日までの利用となります。 例)・2泊3日と3泊4日を1度ずつ利用すると合計『7日』となります。 ・1泊2日を3回利用すると合計6日間の利用となり、1泊余ります。 さらに1泊2日利用する場合、2日目は全額自己負担(29,000円程度)となります。

11	利用料金	多胎児加算とは何か。	お子様双子以上(多胎児)で利用する場合、別途料金が発生する場合があります。(事業者ごとに料金は異なります。)その料金を1日(回)ごとに宿泊ケア5,000円、デイケア3,000円、訪問ケア2,000円を上限として、市が助成します。
12	利用料金	予約した施設をキャンセルしたい。キャンセル料はかかるのか。	利用日の 前日17時まで にご連絡をいただかない場合、キャンセル料をお支払いいただきます。キャンセル料は直接施設へお支払いください。